

## 第五十一号

## 徳島県流域下水道設置条例の一部改正について

徳島県流域下水道設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県流域下水道設置条例の一部を改正する条例

徳島県流域下水道設置条例（平成二十一年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県流域下水道条例

本則に次の三条を加える。

（指定管理者による管理）

**第三条** 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に流域下水道の管理を行わせるものとする。

2 地方自治法第二百四十四条の二第二項の規定により、知事が前項に規定する指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該取消し又は停止により指定管理者が行わないこととなった業務は、知事が行うものとする。

（指定管理者が行う業務）

**第四条** 指定管理者は、次の業務を行うものとする。

一 流域下水道の終末処理場の運転に関する業務

二 流域下水道の施設等の維持管理（知事が指定する補修等を除く。）に関する業務

三 その他流域下水道の管理に関し知事が必要と認める業務

（管理の基準）

**第五条** 指定管理者は、関係する法令、条例及び規則を遵守し、並びに知事が別に定める管理の基準に従って、管理の業務を行わなければならない。

**附則**

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

流域下水道の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。